

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(4) (略) (5) <u>総務部長</u> (6) <u>総務部</u>広報課長 (7) } (略) 2～4 } (中 略)</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>総務部</u>広報課において処理する。 (後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左) (1)～(4) } (5) <u>渉外部長</u> (6) <u>渉外部</u>広報課長 (7) } (同 左) 2～4 }</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>渉外部</u>広報課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学人事審査委員会規程 (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、人事部<u>人事・労務課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第8条 委員会に関する事務は、人事部<u>労務課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学監事監査規程 (平成27年達示第41号)</p> <p>(前 略) (監事の業務支援)</p> <p>第8条 監査にあたっては、<u>公正調査監査室</u>が、監査に関する業務を支援するものとする。 2 総長は、監査に関する業務を支援するため、<u>公正調査監査室</u>に必要な職員を置くものとする。 3～5 (略) (後 略)</p>	<p>(監事の業務支援)</p> <p>第8条 監査にあたっては、<u>監事支援室</u>が、監査に関する業務を支援するものとする。 2 総長は、監査に関する業務を支援するため、<u>監事支援室</u>に必要な職員を置くものとする。 3～5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における教員評価の実施に関する規程 (平成19年達示第71号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第14条 教員評価の実施に関する事務は、人事部<u>人事・労務課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。 (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第14条 教員評価の実施に関する事務は、人事部<u>人事企画課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における年俸制教員の評価に関する 規程 (平成26年達示第57号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、人事部人事・労務課において処理する。 (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、人事部人事企画課において処理する。</p> <p>附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学における公益通報者の保護等に関する 規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各共通事務部をいう。 (中 略) (通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 } (略) 2 }</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室若しくは不正防止実施本部・DX推進室(以下「事務本部の各部等」という。))又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については事務本部の各部等に行わせるものとする。 4 (略) (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。 (通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 } (同 左) 2 }</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、監事支援室若しくは不正防止実施本部事務室(以下「事務本部の各部等」という。))又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については事務本部の各部等に行わせるものとする。 4 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学教員表彰規程 (平成24年達示第63号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、人事部人事・労務課において処理する。 (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、人事部人事企画課において処理する。</p> <p>附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略) (申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)にあっては所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事)、教員以外の教職員にあっては所属する部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)、事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)にあっては所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事)、教員以外の教職員にあっては所属する部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)、事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、<u>監事支援室及び不正防止実施本部事務室</u>並びに各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学総長特別栄誉賞に関する規程 (令和3年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)・(2) (略) (3) <u>総務部長</u> (4) <u>総務部渉外担当部長</u> (5) その他総長が指名する者 (中 略) (事務)</p> <p>第9条 表彰に関する事務は、<u>総務部渉外課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)・(2) (同 左) (3) <u>渉外部長</u> (4) <u>教育推進・学生支援部長</u> (5) (同 左)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 表彰に関する事務は、<u>渉外部渉外課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、公正調査監査室、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>不正防止実施本部事務・DX推進室</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、公正調査監査室、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>不正防止実施本部事務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学基金規程 (平成23年達示第33号)</p> <p>(前 略) (基金運営委員会)</p> <p>第7条 } (略) (1)~(4) }</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)~(4) (略) (5) <u>総務部長、渉外担当部長及び財務部長</u> (6) } (略) 3・4 }</p> <p>(中 略) (事務)</p> <p>第13条 基金に関する事務は、<u>総務部渉外課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) (略) (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・<u>D X推進室</u>並びに各共通事務部をいう。 (7)・(8) (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(基金運営委員会)</p> <p>第7条 } (同 左) (1)~(4) }</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)~(4) (同 左) (5) <u>渉外部長及び財務部長</u> (6) } (同 左) 3・4 }</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 基金に関する事務は、<u>渉外部渉外課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) (同 左) (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、<u>監事支援室</u>及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。 (7)・(8) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第28号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>